

流山市農業委員会  
令和4年第6回  
総会議事録

令和4年6月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和4年第6回総会議事録

- 1 期 日 令和4年6月10日(金)
- 2 場 所 流山市役所305会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 4番 鈴木 亨  
5番 金子 孝博
- 5 出席農業委員(委員12名)
  - 1番 矢口 優子
  - 2番 池田 操代
  - 3番 金子 文雄
  - 4番 鈴木 亨
  - 5番 金子 孝博
  - 6番 中嶋 清
  - 7番 小菅 康男
  - 8番 染谷 一嘉
  - 9番 石井 保
  - 10番 岡田 長政
  - 11番 山崎 日出男
  - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
  - 1地区 藍川 治助
  - 2地区 小林 常男
  - 1地区 染谷 文夫
  - 2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃
- 11 会議目次
  - (1) 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について…………… 1
  - (2) 議案第21号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに  
令和4年度最適化活動の目標の設定等について…………… 4
  - (3) 報告第15号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について…………… 9
  - (4) 報告第16号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 9
  - (5) 報告第17号 専決処理の報告について…………… 10

▲開会 午後4時29分

○水代会長 それでは、ただ今から令和4年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

4番 鈴木委員、5番 金子孝博委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」から議案第21号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について」までの2議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第15号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第17号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第20号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年6月10日提出

今月の申請は新規が3件、更新が2件です。

始めに、議案の1番の権利者は流山市西深井に本店を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畑1筆 面積1,563平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、1ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の2番と3番は、権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田3筆で合計面積2,038平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の4番の権利者は、流山市中にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の畑3筆 合計面積2,060平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の5番の権利者は、流山市前ヶ崎にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、前ヶ崎の畑1筆 面積1,999平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は使用貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が3件、更新が2件です。

始めに、1番ですが、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は、4名で農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、2番と3番は権利者が同一のため一括して報告いたします。

本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は66歳です。  
農業従事者は2名で、農業従事日数は180日です。  
申請地につきましては、写真のとおりで田植え済みの状態でした。  
次に、4番ですが、本件については引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は44歳です。  
農業従事者は、4名で農業従事日数は300日です。  
申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。  
次に、5番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は70歳です。  
農業従事者は、4名で農業従事日数は300日です。  
申請地につきましては、写真のとおり耕起、作付け済みの状態でした。  
以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の2番と3番については、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子孝博委員の退席を求めます。

(午後4時37分 金子委員退席)

○水代会長 これより、本案の2番と3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号の2番と3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号の2番と3番については、承認することに決定いたしました。

金子孝博委員の除斥を解きます。

(午後4時38分 金子委員入室)

○水代会長 続いて、本案の5番については、藍川委員に関する案件でありますので、

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

藍川委員の退席を求めます。

(午後4時39分 藍川委員退席)

○水代会長 これより、本案の5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号の5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号の5番については、承認することに決定いたしました。

藍川委員の除斥を解きます。

(午後4時40分 藍川委員入室)

○水代会長 これより、本案の1番と4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号の1番と4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号の1番と4番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第21号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第21号

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等を次のとおり決定するものとする。

令和4年6月10日提出

本案の策定につきましては、2回にわたりまして、総合農政検討委員会において検

討いただき、その案を策定していただいたものです。

本案の1番につきましては、農林水産省からの「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に基づき、毎年策定を行っているもので、農業委員会の透明性、公平性の確保及び地域住民等への農業委員会事務の理解促進を図ることを目的として、農業委員会活動の点検評価を行うものです。

2番につきましては、これまでは「目標及びその達成に向けた活動計画」として策定していましたが、今年度より、農林水産省の「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知に基づき、目標設定等が変更されています。

次に、案の内容につきましては、総合農政検討委員会の方以外にも事前にお送りしておりますので、詳細につきましては、省略させていただきます、ここでは概要について申し上げます。

右上に資料1とある「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。

順番に各項目について御説明いたします。

最初に1ページの項目Ⅰ「農業委員会の状況」についてですが、流山市の「農業の概要」及び「農業委員会の体制」について、年度当初の概要が記載されたものです。

次に、資料の2ページをお開きください。

項目Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、担い手の育成確保の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について、点検評価を行うものです。

令和3年度は、利用集積について目標が新規3.20ヘクタールに対して、新規実績は2.41ヘクタールとなりました。

結果として、新規については目標値を達成できませんでしたが、利用期間が到来した農地についても7.26ヘクタールの更新が行われました。

次に、資料の3ページをご覧ください。

項目Ⅲの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、新規参入の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について点検評価を行うものです。

こちらについては、新規参入を1経営体、0.3ヘクタール確保し目標を達成することができました。

次に、資料の4ページをお開きください。

項目Ⅳの「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、遊休農地対策の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について点検評価を行うものです。

これについては、遊休農地の解消目標を0.2ヘクタールとしましたが、解消には至りませんでした。

次に、資料の5ページをご覧ください。

項目Ⅴの「違反転用への適正な対応」についてですが、違反転用対策の取り組み

について活動内容を記載し、その活動について点検評価を行うものです。

これについては、違反転用の増減はありませんでした。

次に、資料の6ページをお開きください。

項目Ⅵの「農地法によりその権限に属された事務に関する点検」についてですが、農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等について、適正かつ公平に事務が行われていたかなどを点検するものです。

これについては、6ページと7ページに記載のとおり件の事務について、適正に執行いたしました。

次に、資料の8ページをお開きください。

項目Ⅶの「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、地域農業者等からの要望・意見はありませんでした。

項目Ⅷの「事務の実施状況の公表等」についてですが、この項目は事務の公表について記載するものです。

議事録及び活動点検評価については、ホームページに公表しています。

また、農地利用最適化推進施策の意見については、12月に流山市長に対して提出した意見の概要を記載しました。

続きまして、別紙資料2の「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」を御覧ください。

初めに、1ページをご覧ください。

項目Ⅰの「農業委員会の状況」の欄の1「農業委員会の体制」につきましては、現在の体制を記載させて頂きました。

2「農家・農地等の概要」は、農林業センサス等に基づき記載させて頂きました。

次に、資料の2ページをお開きください。

項目Ⅱの「最適化活動の目標」について順番に御説明いたします。

始めに、1「最適化活動の成果目標」の(1)「農地の集積」についてです。

① 現状及び課題ですが、現状の内、「これまでの集積面積(B)」は、今回の調査から、担い手である認定農業者等への集積面積を対象とすることになりました。

管内農地365ヘクタールのうち、110ヘクタール、30.1%が担い手に集積されている状況です。

課題としては、「農業従事者の減少・高齢化等により遊休農地は増加しているが、小規模な農地や条件の良くない農地が多く、担い手への集積を図るうえでの課題となっている。」と記載をさせて頂きました。

②の目標ですが、国の通知に基づき、県で示す集積率の目標を達成するための数値を設定しております。

千葉県が令和6年度末で集積率48%となっており、そこから逆算して、今年度の新規集積面積は22ヘクタール、年度末での累計集積面積は132ヘクタール、年度末の集積率は36.2%と記載させて頂きました。



次に(2)「遊休農地の解消」についてです。

①の現状ですが、1号遊休農地(夏に実施している利用状況調査でのA判定の農地)が4.1ヘクタールあります。

このうち、緑区分としているのが、昨年度の調査でA1とした、草刈り等で耕作可能となる比較的程度の軽い遊休農地で、こちらが1.4ヘクタールとなっています。

また、黄区分としているのが、昨年度の調査でA2とした、基盤整備等の条件整備が必要な遊休農地でこちらが2.7ヘクタールとなっています。

課題としては、「利用状況調査により新たに把握した遊休農地については、利用意向調査実施後の継続的な状況確認や利用集積への誘導等を図る必要がある。

また、遊休農地発生防止策として、所有者への啓発が必要である。」と記載させて頂きました。

続いて、②の目標ですが、ア「既存遊休農地の解消」のうちa「緑区分の遊休農地の解消」については、国の通知により、令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することを目標とすることから、現在の1.4ヘクタールを5分の1にした0.28ヘクタールを解消する目標としています。

また、b「黄区分の遊休農地の解消」については、国の通知により、解消のための工程表を県や市町村等と協議のうえ策定することを目標とするよう示されています。

そのため、「千葉県、市農業振興課、千葉県園芸協会(農地中間管理機構)等と協議し、基盤整備事業の実施の可能性を探る」と記載させて頂きました。

続いて、イ「新規発生遊休農地の解消」ですが、これは前段の目標とは別に、前年度新たに発生した緑区分の遊休農地は、その年度内に解消することを目標とするものです。

前年度調査での新規緑区分に該当する0.4ヘクタールの解消を目標としました。

続いて、3ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進についてです。

始めに、①現状及び課題ですが、過去3年間で新規参入は1経営体、0.3ヘクタールとなっています。

課題には「本市は首都近郊に位置し、新たな一団となった農地の取得等が難しい状況にある。

また、本市は土地区画整理事業等により市街地化が著しく、農業経営が難しい状況下にある。」と記載させて頂きました。

②の目標ですが、こちらも国の通知により設定の仕方が大きく変更となり、農地所有者から、新規参入者へ貸し付けてもよいと同意を得る面積を目標として設定することになりました。

平成28年度から3年間の3条許可や利用集積により売買や貸借が生じた農地面積の平均の1割以上を目標として設定することとされており、3年間の平均が14.3ヘクタールのため、その1割の1.5ヘクタールを目標としました。

続きまして、2「最適化活動の活動目標」について御説明いたします。

始めに、(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」です。

こちらは、利用集積等につなげる最適化活動の月平均の日数を目標設定するものです。

1人当たりの活動日数は、「月平均7日」と設定しました。

また、最適化活動を行う委員の数ですが、流山市は農業委員及び推進委員がともに活動を行っているため、全員を対象としました。

次に、(2)「活動強化月間の設定目標」です。

こちらは、国の通知により、利用状況調査以外に3か月以上(3回)を活動強化月間として目標を設定することとされています。

利用意向調査や農業者年金の加入推進活動を行っている10月から12月に設定いたしました。

次に、(3)新規参入相談会への参加目標です。

こちら、国の通知により県や市等が実施する新規参入相談会に、1名以上の委員が参加するよう求められています。

流山市では新規参入相談会を実施していませんが、千葉県が例年11月に相談会を実施しているため、これに1名参加することを目標としました。

最後になりますが、本日、ご承認を頂きました際には、市のホームページに掲載する予定です。

本案の御説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第21号『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について』の審議の経過と結果を御報告いたします。

本案につきましては、農林水産省からの通知に基づき、先月及び本日の総合農政検討委員会で昨年度の活動の点検・評価と本年度の目標の設定について審議致しました。

その結果、別紙のとおり案をまとめさせていただきました。

内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりです。

総合農政検討委員会における審議の経過と結果についての報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑ないようですので、これより採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいた

します。

挙手、全員であります。

よって議案第21号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

**○水代会長** 次に、報告第15号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

**◎染谷次長** 議案書の6ページをお開きください。

報告第15号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和4年6月10日報告

斡旋依頼がありました土地は、西深井の畑1筆 面積535平方メートル、本年4月総会の議案第13号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、5ページにございますので併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月後の令和4年7月14日までに買取りの申し出が無かった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についての御報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

**○水代会長** ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

**○水代会長** 特にないようですので、次に進みます。

**○水代会長** 次に、報告第16号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

**◎染谷次長** 議案書の7ページをお開きください。

報告第16号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和4年6月10日報告

今月の工事完了報告は1件です。

本件は、令和元年10月の総会で審議がなされ、令和2年2月5日付けで県許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の6ページと7ページにござ

います。

なお、本件につきましては、4月28日に岡田委員と金子孝博委員に現地を御確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第17号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第17号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月10日報告

はじめに、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、10件 23筆 合計面積4,471.04平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

つぎに、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、19件 120筆 合計面積50,842.79平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条の届出につきましては、住宅用地が5件、道水道用地が1件、その他の建物施設用地が4件です。

第5条の届出につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が16件、マンションの区分所有が3件です。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和4年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後5時4分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年6月10日

流山市農業委員会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 鈴木亨

流山市農業委員会委員 金子孝博